

十島村公告第19号

職員の任用に関する規則第3条の規定により、十島村職員に係る採用試験を次により実施します。

令和7年4月4日

十島村長 久保源一郎

令和7年度十島村職員採用試験（随時募集）実施要領

1 職種、採用人員及び勤務地

職種	勤務地	採用人員
一般職（土木技師）	十島村役場（鹿児島市泉町14-15）	各1名
一般職（建築技師）		
一般職（情報通信）		
看護師	十島村立診療所（十島村内）	2名

※ 採用予定者が採用予定人員に達した場合、募集を終了する場合があります。（既に申し込まれている場合は、応募書類の返送又はメールにてお知らせします。）

2 受験資格

心身ともに健康で、かつ勤労意欲をもって業務に従事できる者で、次の(1)～(2)に該当する者のうち、希望する職種の要件に該当し、(3)の①～④に該当しない者

(1) 一般職（土木技師、建築技師、情報通信）

一般職は、学校教育法に基づく高等学校又は修業年限3年以上の高等課程の専修学校（以下「高等学校」という。）を卒業（短大、大学、大学院を卒業した者を含む。）した者（以下「**学歴要件**」という。）で、次の各号に掲げる要件によるものとする。

① 一般職（土木技師）

平成元年4月2日以降に生まれた者で、次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 土木技術に関する高等学校以上の学科を専攻し、技術職員としての知識・技能を有する者

イ (1)の「学歴要件」を満たした者で、土木技術に関する実務経験を5年以上有し、技術職員としての知識・技能を有する者

② 一般職（建築技師）

平成元年4月2日以降に生まれた者で、次のア又はイのいずれかに該

当する者であること。

ア 建築技術に関する高等学校以上の学科を専攻し、技術職員としての知識・技能を有する者

イ (1)の「学歴要件」を満たした者で、建築技術に関する実務経験を5年以上有し、技術職員としての知識・技能を有する者

③ 一般職（情報通信）

平成元年4月2日以降に生まれた者で、次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 情報通信技術に関する高等学校以上の学科を専攻し、技術職員としての知識・技能を有する者

イ (1)の「学歴要件」を満たした者で、情報通信技術に関する実務経験を有し、技術職員としての知識・技能を有する者

(2) 看護師

看護師の資格を有し、実務経験がある者（年齢制限はしませんが、60歳を超える者は、会計年度任用職員での雇用となります。）

(3) 次のいずれか1つに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 国又は自治体職員等として懲戒免職相当の処分を受けた者
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考試験の日時場所

(1) 書類審査 応募時に提出された書類に基づく審査

(2) 1次審査

- ① 日時 申込状況に合わせて村が指定する期間
- ② 試験場 WEB試験

(3) 2次審査

- ① 日時 1次試験受験後、合格者に案内します。
- ② 試験場 十島村役場会議室（予定）

4 合格発表

(1) 書類審査 各人に1次審査（WEB試験）の受験を案内します。

(2) 1次審査 各人に文書で通知します。

(3) 2次審査 各人に文書で通知します。

5 選考方法

(1) 書類審査 書類審査

(2) 1次審査

- ① 一般職 事務能力検査、情報分析能力測定、職場適性検査
- ② 看護師 事務能力検査、職場適性検査

(3) 2次審査 口述試験

6 受験手続及び受付期間

書類、又はWEBから申し込んでください。

(1) 書類での申し込み

① 申込書の請求先、提出先及び問合先

十島村役場総務課総務係

〒 892-0822 鹿児島市泉町 14 番 15 号

TEL (099)222-2101

各種様式は、ホームページ上からダウンロードして作成ください。

(郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きしてください。)

② 申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ次の書類を添付して提出してください。

◇ 職員採用試験受験申込書

◇ 履歴書・身上書(写真貼付)

※ 写真は、申し込み前1月以内に帽子を着けないで正面上半身を撮影した縦4.5cm横3.5cmのものとしします。

◇ 面接カード

◇ 作文 題名「客観的にみた今の自分と5年後に目指すべき人物像」

400文字以内(市販の作文用紙で提出してください。)

◇ 成績証明書、又は成績見込み証明書

・ 学校教育法に基づく高等学校、短大、大学等のうち、最終学歴となる学校が発行するものに限る。

・ 保存期間後で証明できない場合、その旨の証明書を添付ください

・ 提出日から3か月以内の発行のみ有効

◇ 卒業証明書、又は卒業見込み証明書

・ 学校教育法に基づく高等学校、短大、大学等のうち、最終学歴となる学校が発行するものに限る。

・ 提出日から3か月以内の発行のみ有効

◇ 看護師は、資格証書の写し(取得見込みの者は除く。)

(2) WEBでの申し込み

URL

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/ZS8lcTwP>

QRコード (QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です)



(3) 受付期間

- ① 随時募集を締め切るまでの期間
- ② 本庁での受付時間 午前 9 時から午後 5 時（日曜日、土曜日及び祝日を除く。郵便等可。）
 - ※ 郵便等で申込する場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きして必ず配達されたことが確認できる方法でお送りください。

7 給与等

十島村職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

(1) 令和 6 年度実績

- ① 高等学校卒業者基本給 月額 189,000 円
経験年数により算定（10 年経験者月額 247,500 円）
- ② 通勤手当 定期券又は距離により算定（上限 150,000 円）
- ③ 住居手当 家賃額により算定（上限 28,000 円）
- ④ その他手当 時間外手当、特殊勤務手当等
- ⑤ 期末勤勉手当 最高年 4.6 月分
- ⑥ 退職手当 年数により算定（最高 47.7 月分（定年 35 年勤務））

(2) 待遇

- ① 休暇 土・日祝日、年末年始休暇
- ② 有給休暇 年間 20 日（初年度月割）、他特別休暇あり
- ③ 保険補償等 市町村共済保険、公務員災害補償

8 採用予定年月日

面談のうえ決定（早期着任を優先）